

公 告

黒潮町公告第6号

森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の6第3項の規定により黒潮町森林整備計画を変更したいので、法第10条の6第4項において準用する法第6条第1号の規定により、次のとおり公告し、黒潮町森林整備計画の変更の（案）を縦覧に供する。

なお、黒潮町森林整備計画の変更に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、黒潮町に対し理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和8年2月3日

黒潮町長 大 西 勝 也



1 縦覧場所

黒潮町本庁 農業振興課内
黒潮町佐賀支所 海洋森林課内

2 縦覧期間

自 令和8年2月4日（水）
至 令和8年3月5日（木）